

村 議 会

令和6年
6月定例会TABA YAMA 丹波山
議会だより

Topics

6月定例会 1～7ページ
一般質問 8～12ページモバイル建築住宅建設工事請負契約
9,898万9千円を可決！

6月定例会は6月11日に開会し、同日閉会しました。審議した案件は報告5件、条例等5件、補正予算1件の合計11件が提出され、原案のとおり可決いたしました。審議内容を要約してお伝えします。

■令和5年度丹波山村一般会計
繰越明許費繰越計算書の報告

第2弾タバスキー応援商品券事業他6事業について、令和6年度に繰り越しました。質疑応答ありません。

■令和5年度丹波山村有線テレビ放送施設事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告

丹波山村有線テレビ放送施設事業特別会計予算におけるCATVヘッドエンド装置改修工事の繰越額1,419万円について、令和6年度に繰り越しました。

質疑応答

守屋保志 先日全員協議会で、この工事が、映像も乱れているとか、そういったものとは関係ない工事との事ですが、映像が乱れることについて、どのように今後対処していくのか、今計画があるのであれば説明願

います。

総務課長 今回の工事については、有線テレビを放送するため心臓部に当たる部分を、新しくする工事ですが、言われるとおり、時々画像が乱れたりする事があります。それについては、レベルが低くなったりというような状況で画像が乱れるケースだと思えますので、その辺はまた業者と確認をして、どういう調査ができるのかも含めて検討していきたいと思えます。

守屋保志 村民が楽しみにしているテレビが見れないと、高齢者の方、本当に気の毒なので、また必要とするニュースが見れない方、その辺も住民にとって情報共有を、なるべくスピーディーに、解決できるようになことをその業者さんとヒアリングの中で行ってもらい、もし直せるのであれば、予算、補正でもあげていただいて、あまりにも

もう何年も前からのことですから早急に対処願います。

村長 確かにもう何年も、本当に10年以上そういう話が出ていて、それを色々やってもらっているのですが、なかなか原因を見つけるのも困難だと思います。特に最近、私が見てこの何ヶ月が増えてきた感じがするので、その辺はその時期のものなのか、担当の方で早急に調査していきます。本当に10年以上経って急に直るんだたらなんでも、ということもあるかもしれないです。その辺はスピーディーに対応していきます。

■丹波山村税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認

税制改正による地方税法等の一部を改正する法律が国会において可決成立したことを受け、法律改正に合わせて一部を改正するものです。

質疑応答ありません。

■丹波山村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認

地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、後期高齢者支援金等課税額の限度額を22万円から24万円に、5割軽減の加算額を29万円から29万5千円に、2割軽減の加算額を53万5

千円から54万5千円に改正する条例です。

質疑応答ありません。

■丹波山村一般会計補正予算第9回の専決処分の承認

歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億4,805万6千円としたものです。

3月補正予算後に額が確定した令和5年度地方交付税5,700万、小河内貯水地交付金918万円。企業版ふるさと納税などの寄附金180万円を増額し、これを財源として財政調整基金繰入金3,746万7千円、公共施設整備基金繰入金2,645万円。減債基金繰入金451万6千円を減額計上する補正です。

質疑応答ありません。

■丹波山村三条小屋設置条例の制定

令和7年4月から三条小屋を村の設置する公の施設として管理を行い、あわせて都市住民との交流を推進し、雲取山とその周辺地域の自然環境の保全や良好な景観の維持増進を進め、美しい景観や恵まれた自然の環境を次世代に引き継いでいくことを目的に制定する条例です。

質疑応答

守屋保志 設置条例の制定ということは、売買契約が締結したのかと思います。その契約年月日と金額について説明願います。

総務課長 まだ売買契約を結んでいません。今、まだ話をしているところでして、来年の3月までには売却する話をして、締結をする予定でいます。

守屋保志 本来、その売買契約締結後にこの条例を制定するのが、私は順番だと思っています。なぜならば、このまま双方、折合えず、締結できなかった場合、せっかくここで条例の制定をしても何の意味もないと思います。なぜこのような進め方になったのか伺います。

総務課長 三条小屋については現在経営されている方が、来年の3月31日までは村としても契約を結んでいます。3年契約で継続をさせていただいて、今の契約が来年の3月31日で切れることとなっています。それなので、そこまでは契約を引き続き経営をしていただけるということになっていますが、4月1日以降についてはもう白紙ということで話をしているので、今現在、経営している方と、村とで協議をしている段階です。

守屋保志 その契約を結んでい

るとの事です、どのような契約をしているのですか。

総務課長 今ある三条の施設については、土地は東京都の土地です。建物については村の方で、今経営されている方に貸しているという契約になっています。

守屋保志 業務委託とかそういう契約じゃなく、ただ建物を今の人に貸しているという契約です。今は民間企業として運営されていて、例えばその建物を貸していて、もう既に建物は村のものということで理解していいですか。

村長 三条小屋は東京都の土地を借りています。東京都の土地を個人に貸すというのは、基本的には行っていない。建物を村のものとしての契約をし、実際は、個人が直したりお金かけています。4番議員が言うようなイメージになると思うんですが、その辺は複雑なところがありまして、土地を借りるの一回、村で借りなければいけないというのがありまして、土地代は村が払って、その分をもらっているという、昔からの流れで行っています。

守屋保志 ちょっと複雑で理解できないんですけども、法律的には何の支障とかも問題はないわけですか。その契約もきちん

と村との建物の貸し借りの契約もきちんとしていて。ということ、売買契約が破棄されるという心配もないということですね。よろしいですか。

総務課長 今回の条例を通していただいて、来年の4月からは今までのその契約通りの形に、東京都の土地に村が管理している施設があるという体制になるので、ここから4月からスツキリする形になります。今、3年毎に村の建物として、今経営されている方に貸している契約書があります。それが令和7年3月31日で切れるということで今、双方で話をしているところです。

守屋保志 私が聞いてるのは、この売買契約が絶対に破棄されることはなく、この設置条例を制定しても、この設置条例が宙に浮くということはないのか聞いています。

村長 可能性は何%もあると思います。例えば、今、想定している額より相手もつと上とか、うちがもつと下とかそういうところがあるんですけど、結局、今うちが借りている形のところで譲ってもらっていることが確かに大丈夫なのかって言えば、100%は考えられないですけども、ほぼ100%に近いイメージで協議していますので、これ

を通していかないと準備がまたいろいろ必要なので、その辺は協議して、相手側の事情や話もあるんで、可能性はありますが、ほぼないと考えています。

守屋保志 それでは、可能性100%じゃないということなんで、念書とか、そういうものをきちんとしていただいて、必ずその売買に應じるというような手続きを踏んで必ずやってくる。それで、そうじゃないとせっかく設置条例を議論しても、もしそれが反故されたら何処をお願います。

そして最後にお伺いしたいんですけども、全員協議会での説明では、令和7年4月1日以降の指定管理者による運営を目指していくということで今定例会での条例制定後、ただちに募集をかけ、早ければ9月定例会に指定管理者の承認議案を提出する考えであることが明らかにになりました。そこで伺いますが、使用料を定めたということとは、運営面での損益についても当然シミュレーションされていると思いますので使用料の設定の根拠と損益について説明願います。

村長 確かに仮契約は必要だと思います。早急に行いたいと思います。指定管理の件ですが、当然、来年の予約とかいろいろ

ありまして、できるだけ早くしたいと思います。9月目標で今からこれが通れば動きます。その使用料の件ですけど、指定管理の資料で、こちらから赤字の補填とかいろいろありますが、その辺の数字を今まだ拾っていないのでこれから詰めていきます。村の理想としては、予算で買い取るの、その先も考えて契約は5年ぐらいになると思いますが、20年ぐらいで返ってくれば、村としてはペイできるという考えはありますが、林道が止まっているとか様々な事情でどれだけの収益があるかわかりませんので、その辺も踏まえて使用料の設定はしていく予定です。

酒井隆幸 今の関連の質問です。今回これが制定された場合、9月の議会のときに指定管理者をそれまでに決める話で



▲酒井隆幸議員

すけど、具体的なタイムスケジュールが公募の時期とか、あとは、選定の方法とかそういうのが決まっていたら、具体的に教えていただけたらと思います。

総務課長 やはり逆算をしていくと、9月の定例議会に指定管理の議案を出すのであれば、やはり2、3週間前には審査会を開かなければいけない。その審査会を開くためには資料を審査員に見てもらわなければいけない期間もあります。また募集期間は、1ヶ月は最低取らなければいけないということ、遅くとも7月にはホームページ等で公募をする予定で、今、進めているところです。

酒井隆幸 多分7月に公募となると、もう使用料の算定等かなりタイトになってくると思うので、しっかりと計算して公募してください。あともう一点。私も三条小屋を何度か手伝いに行ったことがあるんですが、小山小屋の業務ってかなり多岐にわたって、いきなり4月から指定管理者が業務を全部行えるとは私は到底思えません、今現状オーナーなどにアドバイザー的な立場で少し関わっていた可能性は考えているのか伺います。

村長 おっしゃるとおりで小山

屋は大変だと思います。ですの
で、その辺の協議を行っていき
ます。ただ、一番心配するのが、
もし応募してくれる人が現れな
かった場合が、4月1日から村
の直営になるという可能性があ
るので、その辺を懸念していま
す。だから、とりあえず先ほど
のスケジュールで進め、9月で
判断できれば、その準備ができ
ますし、いなければまた違った
形になりますので、その辺も踏
まえて広く公募をかけていき
たいと思います。

■丹波山村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

医療給付分の所得割額を100分の6、15から100分の6、20に改める条例です。

質疑応答

広瀬直照 この条例は、我々、国民健康保険に入っている者の納付額が変わりますという内容になっていきます。まず県へ国民健康保険事業者交付金を納めるわけですが、直近3年の納付額を教えてください。

住民生活課長 令和3年度が約1650万円。令和4年度が約1670万円。令和5年度が約2040万円となっています。

広瀬直照 我々が村に納める保険税についてですが、昨年本年

度の値上げ幅はどの程度なのか、の説明と、それと県への納付金額に比べて、保険料の値上げが少なくなっています。その根拠、この2点をお願いします。

住民生活課長

昨年度との増額幅ですが、1人につき約年額500円の値上げになります。納付額、推計値ですと6年で約2300万になります。6年度の介護保険税の徴収額が見込みですと、約1300万でその差が1000万ほどありますが、この差の理由ということですが、まず介護保険特別会計には、基金が総額約5000万円保有しているという点が一点。でこの5000万円を使うことができると、もう一点が資産割です。課税基準総所得金額で試算をするんですが、まだ今年度の数値が出てないために、試算の段階では前年度の数字を参考にするんですが、前年度はこの課税総所得金額が、例年は7000万円から7500万円くらいのものに比べて、去年が1億4000万。倍近くあります。これは被保険者が多分一時所得がある方が複数名いたために金額が多くなったものと予想されるんですが、この数字をもとにする適正でない試算になってしまふ恐れがあることから本年度は若干の値上げにとどめさせて、

税率の若干の値上げにとどめたというところが大きな理由です。

広瀬直照

国民健康保険税割と保険料は少し複雑になっています。65歳未満は9つの項目の合計から算出されます。65歳以上はちよつと変わって、6項目の合計で計算される。その中の1項目だけ0.05でしたか、値上げになっているわけですね。去年もそうだったんですけど、今年もずいぶん抑えていただいている。我々被保険者にとつてみれば、すごくこれは、個人的にはいい話になっていると今回ののは理解しています。以前と違い、今は県が財政運営の責任主体になっているわけですが、これが来年度から、その保険税がずいぶん県に納める金額が上がっています。なかなか去年、今年みたいに抑えていくのは難しいと私も思っているのですが、これは前回の有識者会議の中でも話が出ていたんですが、住民課長として、来年度から我々が納める保険税額の見直しについて、どう推測しているのか伺います。

住民生活課長

数年後に、予想される保険税の県下統一の折に、また丹波山村は県全体から見ると若干低めの保険税の設定になっています。今の段階です

と、県がどのくらいの基準値を設けるかというのがまだ不透明なこともあります。しかしながら、丹波山村の現在の保険税よりは高くなることは確かだろうと予想していますので、来年度以降は、若干ずつ所得割と平等割、均等割等ですね、均一的に値上げをさせていただいて、数年後の県下統一の保険税の設定のときに、急激に保険税が上がらないような算定方法をとっていきたいと考えています。

■丹波山村介護保険条例の一部を改正する条例

丹波山村第9期介護保険事業計画の策定にあたり、介護保険料率の改正する必要があるため一部を改正する条例です。

質疑応答ありません。

■山梨県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

山梨県後期高齢者医療広域連合規約に掲げる事務の被保険者証及び資格証明書を資格確認書等に改めるため一部改正する規約です。

質疑応答ありません。

■丹波山村モバイル建築住宅建設工事請負契約の締結について

目的 丹波山村モバイル建築住宅の建設に関わる工事

契約方法 随意契約
契約金額 9,898万9千円
(税込)

工事期間 契約締結の翌日から
令和7年3月24日

契約者 天野保建築株式会社

工事内容につきましては、工場で製造し、完成した建築パネルやユニットをその単位でトラック等にて輸送し、建築地にて組み上げること、迅速な建設が可能となるモバイル建築を用いたモバイル建築住宅の建設工事を行います。

財源につきましては、デジタル田園都市国家構想交付金と一般補助施設整備事業等事業債で行います。

質疑応答

守屋保志 全員協議会の説明では、プロポーザル方式を採用したということですが、応募者数とかプロポーザルの内容について具体的な説明を求めます。

振興課長 プロポーザル方式で公募をかけたところ、1社の応募がありました。審査会につきましては5名で審査会を開催しまして、それを点数方式により審査を、項目ごとに点数をつけまして、それにより決定をしました。

守屋保志 審査会のメンバー

と、点数の審査会の合格基準について掘り下げて説明願います。

振興課長 審査会のメンバーは、役場の方で副村長、総務課長、住民課長、議会事務局長、民間の山下PMCの方、5名につきましては、7項目ありまして満点が130点満点で1人分で計算しまして、半分以上の点数が妥当ではないかというところ、選定しました。

守屋保志 5名で130点満点の平均半分の点数が×5名が、総合計ということで理解してよろしいのかと、あと審査会を実施するにあたり、その点数の評価が何点以上でなければというような設定の点数があるのであれば説明を求めたいと思います。

振興課長 7項目あるということとで、先ほど説明させていただきましたが、その中で130点と合計点数で一応判断をさせていただきまして、5名いますので、それぞれその部分が点数が低かったりとか、というところもあるんですけれども、1社しかないかったという点と、点数がなかなか比べられないところもあり、総合計というような形で判断しました。

130点で5名で、合計65

0点となりまして、そのうちの半分、32.5点以上を基準にしました。

守屋保志 標準合格点というのが当然決められないと、例えば社であろうが、点数が低くても契約となるのか。こんなこと言う失礼だと思えますが、例えば施工してみても、問題の業者だったとかっていうのもなりかねませんので、審査会の意見、その辺のところの準備や基準がちゃんと決まっていたのかどうか、伺います。

振興課長 こちらの事業執行側としましては、今、お伝えしたとおりの基準を設けていたんですけれども、審査会のメンバーの方ににつきましては、そこでの説明はしていませんでした。

守屋保志 村で決めていた合格点っていうんですか。指針っていうんですかね、何点だったら合格というのは、説明されないと思ったんですけれども、それはつきり審議会の先生方には伝えていなかったんですけども、村としては、審議会の委員の方の合計点が何点だったら合格させよう。何点以下だったら、不調入札と同じですから、不調になるという基準が当然なければいけないと思うんで、それを聞いているんですけど。

村長 最低制限価格じゃないで

すけども、多分さっきの振興課長の説明だと半分以上という決めが、課長の中ではあったけど皆さんにはって話なので、その辺の点数の報告だけよろしいですか。

振興課長 基準点として、半分以上で32.5点として、審査員の方々の合計点数は40.8点となりました。

酒井隆幸 先ほど村長の説明の中で、各種補助を使って建設という話が出ました。デジタル田園都市国家構想の補助金とかを使っての建設ということになると思うんですけど、実際いろいろ使った上で、補助率とかいうか、補助の金額がどのぐらいになつて、実際の持ち出しがどのぐらいで建てたか伺います。

村長 デジタル田園都市国家構想拠点整備事業でこれが5割補助金で来ます。約1億円として、残りの5割が一般補助施設整備等事業債、起債です。これは交付税50%バックです。ということは、5,000万円の2,500万が将来、村の持ち出しになります。ただこれは、3棟建てまして、家賃の設定はまだ決まっていなくて、それで回収していく予定です。



▲守屋旭議員

守屋旭 先ほどのいろいろな説明を聞いて、工期なんですけども、これが承認された後、いつから工事が始まって、いつまでにはできる。入居者の設定もあると思うんですけど、3棟ということ、多分3家族という形で考える中で、いつまでの入居を目指していくのかを教えてください。

村長 工期は後で振興課長が説明しますが、一応モバイル建築という性質上、何か災害があったらどこかに持っていけるのか、いろんな場所できるということで、2棟は家族を入れようと考えています。それでも1棟は3人で住めるシェアハウス。それは自由に使えるイメージです。つまり、ただ、作る事が決まり次第、すぐ入ってもらえない、今待っている人がいるんで、なるべく完成したら早めに募集等をかけて、入居は進めて

いきます。工期の詳しいことは振興課長から説明します。

振興課長 工事に着手するスケジュールですが、契約につきましては、本議会承認を得てからとなりますが、実際工事の方につきましては、7月からを予定しております。一応、12月までを目標に完成させるつもりで工期を組んでいきたいと思っています。

令和6年度丹波山村一般会計補正予算(第1回)

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,902万2千円を追加し、17億4,151万2千円とするものです。

質疑応答

広瀬直照 雑収入で1,230万円が計上されています。村長の挨拶の中で、コミュニティ助成事業は通常200万程度だと言っていました。なぜ通常200万がこうなったのか、総務課長は県へどういう働きかけをして本年度は1,230万円になったのか、その経緯を伺います。

総務課長 昨年の秋に県の市町村課の方から「コミュニティ助成事業、また来年もあるの、丹波山も申請してみたら」というお誘いがありました。

今までは本当に、2事業とかそのぐらいで申請させていた。1つまたはうまくいって2つ事業が採択されていたんですが、今回、出せるだけ出そうと思っていて、4つの事業地域作り助成事業と消防団の育成事業、あと一般コミュニティというのは自治会単位の、今回は中組地区と保之瀬地区の自治体の事業として4事業出し、まさか4つ通れるとは思ってなかったのが正直な気持ちです。多分、県内でも4つ事業を1つの自治体でもらえたところは、あまりどころかないと思いますので、私自身もびっくりしているところなんです。

広瀬直照 近年、稀にみられる収入が入ってですね、小さな村としてはありがたい話で、総務課長やはり申請の仕方が良かったと思わせていただき。今の件で使い道の件に関してもちょっと質問させていくんですけれども、コミュニティ助成事業ということで公用車購入約860万。それから企画費、コミュニティ助成事業で470万ほどがここに計上されています。これはどういうものを、どういう方のために購入するのか、その細かいものももし決まっているのであれば、説明をお願いします。

総務課長 内容についてですが、まず公用車の管理費860万7千円ですが、これは役場の庁車、車を2台買わせていたんですが、1つは車椅子の使用車です。車椅子使用車と、あと後ろの席がサイドリフト方式の車を2台購入させていた。ということで申請させていただきました。これは役場の庁車に限らず、例えば各種団体、甲府の方に出張とかそういうのがあ。ると思いますので、そういうのにも使っていきたいと思っています。

その後、企画費の補助金負担金補助および交付金473万8千円ですが、これはまず一般コミュニティとして、保之瀬地区に141万円ですが、これは外で使うテントとか、ガスのボンベで使うストーブや、あとは蜂の防護服等を申請しました。

あと、中組地区の方には231万5千円申請をさせていた。だいています。この中には刈り払い機や、チェーンソー、プロアー、鋤簾、スコップ等を購入する予定です。消防団につい

一般会計補正予算第1回の内訳

主な歳入 (単位：千円)

区分	補正額	主な内容
地方交付税	5,500	特別交付税
県補助金	2,250	移住支援事業補助金
繰入金	9,972	財政調整基金繰入金
雑入	12,300	コミュニティ助成事業
村債	9,000	村の借入金(過疎対策事業債)
計	39,022	

主な歳出 (単位：千円)

区分	補正額	主な内容
総務費	23,609	財産管理費 1,514
		コミュニティ助成事業(公用車・消防団・自治会分) 13,345
		街路灯修繕費 250
		集落支援員兼任型報酬 900
		地域活性化起業人事業費 4,600
		移住支援事業補助金 3,000
商工費	10,060	観光振興事業費 1,060
		交流センター駐車場舗装工事 9,000
教育費	5,353	教員住宅修繕費 4,200
		学校管理費 PCリース料 240
		村単教員給与費 人件費 913
計	39,022	

では101万の申請で、これはスタンドパイプ式の消化セ。ット。これ埋設されている国道等に地下にある消火栓から消火ができるセットで、あと消防ホースを買う予定です。この制度は、自治会からお金を払わなければいけない制度です。村から払ってはいけなくて、自治会から払った領収書を、実績報告で出さないといけないので、各地区、保之瀬地区、中組地区、あと消防団の方に負担金として出させていただくことで、負担金補助の方に予算を計上させていただきます。

白木昭一 今の関連について質

問します。この間、村内で大きな火災があったばかりです。消火栓はあの状態でもう一杯ということ、みんなが希望していることが、中組辺りに大きな貯水槽を作ってもらいたい。という声が大きかったです。私、このことについてはもう2、3回質問しているんですが、安全で、安心して住める村づくりの一環として、防災に力を入れてくれる村長ですので。村長のお考えを伺いたいと思います。
村長 確かに水が現在だと河川から取ればいいですけど、限られた水道のタンクからしか取れないという弱みがあります。たまたま今回はギリギリ助かつ

たのかと思いますが、もし大きな火事が起これば、様々なことが起きると思います。

ただ、どこかに貯水槽を今から作るのかなり難しく本来は、役場の建物を建てるときに、地下とかを考えながら基礎の下とかそういう考えがあればよかったんですが、予算の関係とか、土地の関係とかあると思います。今後その辺も踏まえて、理想としては、プールとかは、どのくらい持つのかは、まだ計算できないですけど。水道水を貯めると、滅菌など考えようかと思っていますが、いきなり貯水槽までは話は飛びませんができるだけ今後、この前も河川の方がなかなか厳しくて、火事だと4番議員から言われた河川利用も県の方に行ったらやってくれました。火事があったとき県も防災面に関しては、河川の利用とか協力してくれるような話をしていきますので、そういうものも含めて、送水管等をまた今後、防災会議等も考えていきたいと思っています。



▲白木昭一議員

と話したらそういうような傾向もある。ですから、あそここの地下を水槽にして上は何に使ってもいいですから、そんな難しいことではないと私は思います。

村長 郵便局の話は、多分遅れているとの話で、まだ向こうの予算の関係での話で、ゆくゆくは現実になる話は聞いています。ただ遅れているそうです。だから郵便局が建つまでの地下の件に関しては、また予算とかがかかるんで、難しいかもしれないですけど、タンクといたってコンクリートで張ればいいというイメージですけど、そういう場合に、いくらかかるとかそういう調査はしていきたいと思っています。

白木昭一 日本で一番、住み良い村という良いレッテルを貼っていたんだんですから。やっぱり水関係、ここでも水道が濁って直らない。それから安

全のためにはやっぱり防火水槽というのは、私ぜひ必要だと思う。これからも検討していただきたいと思っています。

守屋保志 財産管理費の中で需要費の光熱水費132万の内訳を教えてください。

総務課長 この光熱水費が旧庁舎の電気代で月11万×12ヶ月分、当初に予算漏れをしていましたので、ここで計上しました。**守屋保志** 年間の電気代が132万かかるということですね。理解してよろしいですか。

総務課長 そのとおりで、旧庁舎には今、有線テレビの心臓部が入っています。また今、電気系統がまだ動いていますので、この有線テレビ等がこちらの方に来た段階で若干電気代は下がると思っています。昨年度も1ヶ月について空き家なんですから、14万円ぐらい毎月かかっているの、その辺をなるべく今年の12月には、有線テレビがこちらの方に来ると思っていますので、それまで予算を使わせていただきたいと思います。

守屋保志 やっぱり空き家に使っていないところで、その経費がかかるというのは、非常に無駄な経費と考えますので、できれば何かしら、利活用を考

をいただくとか、そういった方向に持ってかないと、ずっと負の遺産になりますので、できる限り出し分を無くして、入ってくるお金を期待できるような施策をとっていただきたいと思います。

村長 全くその通りです。色々な村の空いている建物等その辺も踏まえまして、ちょうど今年度に入り予算盛ってあったんですけど、国土交通省で官民連携のいわゆる公共施設をどう使っていくかという調査研究に1,200万円国がつけてくれました。それは担当者が頑張つて、何度でも通ったんですけど、そういうのもありました。じゃあ庁舎をどうする、他の空いている例えば農協の建物跡地とか、学校の跡地とかって今、その調査を専門家と一緒にやりながら、あといろんな提案もあります民間企業から。そういうのも踏まえて、なるべく早くそういうものを有効利用、利活用できるように考えています。

酒井隆幸 工事請負費の交流センター駐車場舗装工事ですが、舗装する経緯と、あとは予算的に900万かかりますが、補助とかがあるとか、伺います。

村長 まず経緯につきまして説明します。交流センターの駐車

場部分だけで測量したら700、800弱ぐらいの㎡になります。今まで夏祭りなど色々な事業に使ったのですが、一雨振ると水溜りができて収拾がつかない。ゴールデンウィークや夏のお盆とかの観光がかなり来る時になると、駐車場の止め方が乱雑になって、この前も、出れない車が出たとか、いろいろあって雨の後はビシャビシャになる。あとオートバイが川まで来ても停める場所がない。あそこを舗装するっていうことが水源林公園のゾーンとして必要ではないかと考えています。それで900万。いろいろ調べたら780㎡ぐらいで1万/㎡に消費税でできるのではないかと思います。予算は過疎債を使います。まだ空きがあるのでそれを使うと900万の3割でできるかな、というところなるべく早くやりたいと考えています。

守屋保志 そのことを決断した理由ですか、その辺を伺います。

村長 観光振興って謳っていますが、私が担当者で役場にいた頃から、まずそれしたいと考えていました。ただ予算の関係やいろいろなものがありまして、早くやりたいなと夏祭りやっている頃から思っていました。ここでも思い切って、過疎

債使う形になって、ある程度持ち出しは出るんですが。それを含めて、今後の道の駅に行ったお客様を川に呼ぶというような、また、バイクを置きたいという人が増えていまして決断しました。

守屋保志 おっしゃるように観光振興はですね、観光立村を掲げる村にとって、あるべき姿というふうに評価できると思います。しかし、その一方、長い間生活道路の舗装の張替えを懇願してきた村民もいることも、事実であります。村長、今後、この村道の経年劣化による張り替えと村民の願いを答えるような、お考えはありますか。

村長 村道の話をいろいろな地区要望で出ています。その度に修繕はしているんですけど修繕すれば走れないことはないんですけど。やっぱり綺麗な方が気持ちいいって国道なんかでも思っています。ですが予算的な観点を言うとどっちが観光客が重要なのか村民が重要なのかって出るんですが、特に裏通り関係とかもいろいろあると思いますので、今後、私が今後進めていくという、高齢者を車で移動するとか、中を移動するんだったら、当然それが必要となってくるので、それも合わせて観光プラス生活っていうことで考え

ていきたいと思っています。

守屋保志 消防団とかで、パトロールをしますと、本当に危険な箇所があります。U字側溝も脇が陥没していたり、制水弁でつか、その脇が陥没しても穴が開いて、足をそこに入れれば、足を骨折するような恐れがあるところもあって、それは早急に村で対処してもらったんですけども、そういったこともやはり、常に村長がいう集落支援員に見回っていただいているっていうようなこともおっしゃっていますので、そのようなことも、目を光らしていただき、村民がケガがないように。また観光も大事。今、村民も大事とおっしゃったんで、過疎債とか、出し3分の1ができるような補助金を使って、生活道路も整備していただきたいと願います。そして、駐車場の件なんですけども、それはお客様呼ぶために必要であると思います。ただあそこにあるイチヨウの木とかいろいろそういった環境に、今、植えてある木があるんで、その整備もしないとイチヨウの木は、季節になると、その実とか落ちて、今はもう非常に大変な処理とかしているのを見ていって、せっかく綺麗にするのであれば、その辺の先を読んでいただいて考えてやっていただきたいと願います。

村長 本当に過疎債とか空きがあれば、許容範囲はまだまだあると思いますんで色々考えます。そしてまたイチヨウもですけど、この辺り環境を気にしながら色々考えていますので。皆さんもご協力していただけたときはよろしくお願いいたします。

守屋保志 地域振興費の集落支援事業報酬のところ兼任報酬とございますけれども、この内容を説明願います。

村長 集落支援員2人雇っていますが、その2人は年間を通して地域おこし協力隊と一緒に月給制です。国が2百何十万まで特別交付税で出してくれるんですが。集落支援員の兼業型っていうのは、働いている人は、その中で集落のことや手伝ってくれるって人を任命すれば、国が上限40万まで経費を負担しますっていうことなんです。今ちょっと遅れている見回りとか、畑の見回り、猿の見回り。例えばあと人の見守りとかに。集落のことについて、各集落単位でいけば最高ですし、何人かで動いて、毎日じゃなくて1週間に半日、1日1回とかでも。そういう自分の仕事とは別にやることで40万円経費とれるんで、そういうお金はせっかくも

らえる、そのお金を有効に使って、いろんな作業環境とか農地を守るとか、環境を整備するっていうのを考えている予算で。途中になりましたので、年40万ということなんです。90万の中で何人雇えるかっていうイメージでいます。今後も募集します。

守屋保志 5月に集落支援員として見周りの草刈りの募集をして、まだ現在のところ行っていないんですけども、保之瀬の畑のジャガイモも猿被害とか、役場のすぐ上の猿被害とか、奥秋も出ていますし、相当、皆さんせっかく植えた作物が、被害が出てもうやめたいというような声を聞くんですけども。せっかく村長は、そういう考えでやっていく。そういう耕作放棄地を増やさないように進めていくという考えでいらっしゃるのであれば、タイミングが非常に大事で、もうそれをやらせてしまったら、村民の方々は非常にショックを受けて、立ち直れなくなる。本当に辞めちゃおうと決断される方は当然いると思うんで、まだジャガイモ残っている地域の方が多いです。それから、ぜひ早急にですね、その見回り隊、また、草刈りの作業で、電柵の維持、または電柵のバッテリーのきちんと性能があるのかどうかも含めて、今

言った制度を活用してすぐに取リかかっていただきたいというふうに切に願いますけどいかがでしょうか。

村長 全くそのとおりで募集したところ数名から問い合わせがありました。色々話を聞いたらまだ進まない状況で今、逆に荒廃が進んでいます。昨日振興課長と話し、課員が回って色々な調査しまして、この予算で考えておりますが。もし草刈りの業者じゃないですけど、何人か団体に1回入れちゃって、今週中にやろうかと今計画しています、相手方もあることだし、その辺を踏まえて。とりあえずこの話とは別に、今日もまたこれ終わってから振興課と相談しますけど、なるべく早い対策を、まだ間に合うところなので対応しようと考えていますのでその辺ご理解いただきたいと思います。

守屋保志 昨年やられてもう、畑を投げ出したという事例もございまして、ぜひ村長、そのタイミングが本当に大事です。で、今やらなければ、もう全部やられてからでは、遅い事業になってしまいうので、本当に頑張っていたら、村民の期待に応えていただきたいと願います。

一般質問



広瀬直照議員

これから観光に 対しての施策について

広瀬直照 コロナ禍において、やむを得ず自粛してきた村の観光を村長がどのように立て直していくのか、お考えを伺います。

村長 今後立て直すのに必要なことは現在ある公共施設の再点検や民間の施設を援助することを基礎とし、観光の基盤整備を進めていくことと考えています。また新しい施設や事業が必要になってくると思われしますので、国や県の事業、民間企業との連携にも力を入れていく所存であります。観光を立て直すということで観光客を増やすことを目指していきますが、理想としては、同じ1万人のお客さんが1回訪れることも必要ですが1000人のお客さんが100回訪れてくれるような、おもてなしの村にしていきたいことが、丹波山村には重要なと考えています。

広瀬直照 丹波山村においては、メインとなるお祭りをどのように行っていくのか、

でしょうか。また、鮎祭り、ジャガイモ祭り、舞茸祭りなど季節ごとに行われたイベントについてはいかがでしょうか。

村長 これまでのイベントの代表の一つであった夏祭り丹波も今年で5年実施していない状況です。夏祭り丹波についても、現状では実行委員会がありますので、会議を開催し、今後について協議していきたいと考えています。また、季節ごとの行事やイベントについてですが、今年実施されたお松引きはこれまでに比べ盛大であったと感じました。当日が休日であったこともありですが、リピーターやSNSなどの告知で幅広い人が参加していたと感じました。以前、夏祭り丹波実行委員会の中で、夏祭りの継続についての協議があり、またその中で7月の最終日曜日という夏祭りの実施時期とそれに伴う予算の負担が大きくなるのを考え直そうということ、お松引き、鮎祭り、

舞茸祭り、収穫祭と当時の四つの祭りに予算を分配して、いろいろな時期に観光客に来てもらうことに決定した経緯もあります。その後、コロナ感染症による自粛で縮小となりましたが、今後もその協議決定を重視し、実行していきたいと考えています。また本年度は新しくゴールデンウィークに村のふるさと大使である焼肉KINTANなどを経営しています。株式会社カルネヴァーレの鳴坂社長のお声がけと協力のもと、焼き肉イベントを開催。先日は多摩川源流の笠取小屋で実施されている水干祭りにも丹波山村として参加いたしました。どちらも200名以上の人が参加し盛大に行われ、丹波山村のファンが増えました。今後も費用対効果を踏まえた上で、新たなイベントの開催などを考えていくことが必要だと考えています。

広瀬直照 村内、村外を含んだ新たなイベント案や、民間で企画する観光イベントの支援などのお考えはありますか。

村長 先ほどの二つのイベントも同様ですが、村の産業を活性化させること、住民の皆様へ利益となるようなものを優先し積極的に支援はしていきたいと考えています。支援といっても補助金を出すだけでは限界があるため、費用対効果などを考えて実施いたしますが、それとは別に運営や情報発信などのサポートをしていきたいと考えています。

広瀬直照 既存の祭りや新たなイベント等の運営は、これからどのようにしていくのでしょうか。

村長 既存の祭りはそれぞれに運営組織

がしっかりしているところもあります。が、村が中心となる形で実施しているイベントや今後考える新しいイベントは、新たに運営組織を設立して、規模や年間のスケジュールを組んで、村や観光協会等と並走していくことができれば、それぞれに根付いたリピーターや新規の客を呼べると考えています。これまで夏祭り丹波実行委員会の場合は、役職で組織されていることもあり、毎年メンバーが変わることで話が進まないというデメリットもありました。その点も踏まえ、1年間を通してイベント運営ができるような、組織作りを考えられたらと思っています。

広瀬直照 ふるさと納税の使い道の内訳として、観光の振興による交流人口の拡大として、1,675万2,500円が記載されておりましたが、これの具体的な使い道は決まっているのでしょうか。

村長 これは昨年10月からふるさと納税の経費として認められるのは50%までと決まりました。それまでは60%ほど経費がかかっていました。今回のふるさと納税の1,675万2,500円については、実質40%にあたる670万程度は村が使える額と理解していただきたいと思います。その使い道は現状では商工関係、観光関係の予算に充当しているのが現実です。

広瀬直照 先ほど1万人が、リピーターのお客様を大事にしていきたいというお考えだったというのでした。もし何かもう少し詳しい話ができるようでしたら、その点だけお願いしたいと思います。

村長 1000人が100回って言ったん

ですが、リピーターが来ればリピーターの人って、この村をいろんな形で村を愛してくれるじゃないですけど、そうすれば多分環境に関しても、ゴミに関しても意識が高いと思います。だから、そう

いう人に何回も来てもらうのが理想かなと思ってます。だからこそ1回の夏祭りですと来てもらうのではなくて、本来は毎月祭りが行われれば、もしかしたら1年に12回来てくれる人もいるかもしれ

れません。そういうイメージの考えを今、私の中で持っています。ただ、先ほども夏祭り丹波実行委員会でもありますので、その会議も含め、あと私が新しいイベントの組織を作りたいというのは、

村が主導じゃなくて村民の皆様や関係者の皆様が主導でやってくれる組織があればありがたいなと思って考えています。

情報発信の

あり方について



守屋保志議員

ているのか、村の見解を伺います。

村長 発信すべき情報は先ほど説明の手段によって流していますが、全員がそれを見ているということはないと考えています。全員に必要な情報もある反面、個人によって見る側が必要ないという情報もあります。その中で現在のタブレットによる情報発信の手段は、前日などの以前の情報を自分から見に行けることができるため、必要な人には利点があると考えております。どれだけの認知度かは数字としては出ませんが、必要な情報は放送や紙媒体などで届いているとは考えています。

守屋保志 行政運営の見える化について、村の見解をお尋ねします。

村長 個人情報等以外は村民ができるだけ見えるようにしていくことが当然必要なことです。基本的には情報公開条例などによって公開はできますし、この議会のようにテレビで誰もが見えるということも必要だとは考えています。ただ先ほ

ども述べましたが全ての人が同じように同じ情報を必要なわけではなく、どこまで知りたいかという奥行きも違います。ですので重要なものなど、必要最小限の情報発信になっているのが現状なのかなと考えています。

守屋保志 複数のその情報発信ツールを利用し、村民に対し様々な情報発信されていると思います。また、そのように答弁されていますがどのような考え方を持って、現存の発信ツールを活用しているのか。もう一度具体的な説明を願います。

村長 できるだけ必要なものを必ず届けるのが一番大切だと思いますし、先ほど認知度の話もありましたが皆さんに届くという見える化が今、必要だと考えています。

守屋保志 村民の見える化というようにご答弁ですけれど、その情報に対する村民のニーズをどのように捉えて対応しているのかお尋ねします。

村長 やはりこれはこちらが発信する側で、村から本当は双方向と言って相手から見ているか見てないかとか、受信しましたと見られればわかりやすいですが、ちょっと今厳しい状況です。先ほど少し

説明しましたが今、集落支援員の方や役場職員も一緒に回ったり、全てまだ取り切れてはいないですが、今そういう状況でまず高齢者の方とか、一人暮らしの方が中心になっているかと思いますが、そういうイメージでいます。

守屋保志 今答弁で、その認知度の評価ですか、それは集落支援員とかそういった役場の職員の方が回って、そのような手段で行っているというような説明なんですけれども、それで認知されている方も少ないとか、そういったことも評価していると思うんですけど、それについてもっと認知していただくため、向上するためにどのようなことが必要であると考えていますか。

村長 まだそういう認知のはっきりした結果出てこないんですけど、先ほど言います方が悪かったかもしれませんが、認知というのはわからなくて、当然全員皆知知していただくことが絶対条件だと思います。タブレットもわからないとかいう方も、そのような面からは一つ一つ課題をクリアしながらやっていきたいと考えています。

守屋保志 タブレットの活用、その辺は向上させていただいて、またそのタブ

守屋保志 行政運営の具体的活動、各種事業の実施および事業報告にあたり、どのような情報発信の手段を用い、村民への周知を図っていくのか説明願います。

村長 村民への情報は防災無線の定時放送、CATVの11チャンネルを利用した放映が主であり、その他に広報紙を初めとした紙媒体による全戸配布を実施しております。また行政関連の情報はホームページでの公開が主となっています。

守屋保志 現行の情報発信の手段で、村民の認知度がどの程度であると判断され

レットも確認というところを押せば、多分それが、発信側に見たという合図になると思うので、どのぐらいのパーセンテージで確認しているのか、その辺の集計をきちんと出していただいて、より認知されているかの評価確認等を進めて、行っていただけだと思います。掲示板を用いて情報発信されていることも、掲示板も、この村に3箇所あるので、わかっているんですけど、村民がその掲示板を閲覧して活用されていると判断していますか。

村長 掲示板、やはり村民が全員わかるかといったまずわからない人が多いです。要はお役所言葉じゃないですけど難しい言葉で載っているのです。ただ、それやらなければいけないことなので、当然3箇所にはやっていますけど、それに伴う情報発信を、本来はタブレットであればいいのですが、その辺も踏まえてそこは考えるべきだとは、以前から考えています。

守屋保志 掲示板は色々複数の紙になっていると開けてみないといけないとか、本当に開けていいものかどうかというところが、全然村民はわかっていないのです。ただ貼ってあるものを見て帰るというような声をいただいていますので、掲示板を開けてみていいですよというこの周知もお願いしたいと思っています。掲示板というのは理解、活用されて行くのは、非常に困難に思うんで、できれば、村長がおっしゃったように、タブレットにそういう情報を移行してもらってタブレットで確認、ホームページを閲覧し、確認で

きるような体制づくりを改めてお願いします。次に、行政運営の見える化は、村政の透明性の向上と村民に対する説明責任を果たすことだと理解しております。また、村長は日頃から見える化の重要性について発言されていますが、村長の考える見える化とは具体的にどのようなもので、実際のところどのような見える化を行っているのか、実例を挙げて説明願います。

村長 その質問の前に掲示板は開けていいですとか貼るとかまた考えていこうと思います。それで、私も色々財政の状況とか、色々なものを見える化しようと考え、この時点で具体的なものは表に出すものは出していこうと考えていますので、隠す必要もないし、正しいことを見てもらうことがありますので、ただ多分1年前にも予算の動きも見えるように何かそういう組織も考えています。まだできていない状況で具体的なものとしてはないですけど、今後、こちらが必要なのは出していきますし、もし申請があるものは、答えていくのは当たり前だと考えます。

守屋保志 村民とか住民のニーズ、それは今言ったきちんと説明責任を果たしてもらって、村民の知る権利を重点に置いてもらって、できる限りの情報を表に出していただけるようなことを念頭に持っていて、されているとはつきりわかったんで安心し、またこれからもそのような作業を継続して行っていたきたいと考えます。

先ごろ新聞で報道されたドコモ社員の

副業による高齢者の情報格差解消への取り組みは、村が全世帯に貸与したタブレット端末の使い方の向上により、村の課題を解決せんとする素晴らしい試みであるのと大いに期待をしております。タブレット端末で利用されている情報受信アプリは、丹波山からのお知らせはもとより、資料集をタップすることにより、防災情報および観光情報を閲覧する、確認できるようにになっており、村のホームページを利用することも可能であります。ホームページのお知らせ欄で観光の情報や行政の情報が得られることは、まさしく村長が常日頃、推進事業として掲げているDXの事業に他なりません。情報格差の観点から、今後の情報発信については、ホームページの活用を重点に置き、住民のニーズ、知る権利に応えていただけるよう望みますがいかがでしょうか。

村長 まず先ほどの副業型地域活性化起業者のドコモの榎原君といいますが、副業型で毎日とは来れないので、月、1回とか2回に決まっています。ただ、本当にこの丹波山村が好きで、高齢者を助けたってというのが一番の思いで、今後また色々な集落支援員や職員と協力しながらやっていきたいと思っています。それでそのホームページの情報化じゃないですけどホームページの一番理想です。ただ、うちのホームページの更新に悪いところもあるけど多分皆さんお気づきかと思いますが、そのような事も含めまして、前にCIO補佐官という方が1人決まって、色々なことを職員に教えてくれる人も増えています。その中で本当に高齢者の方

や、そのような事が苦手な方には申し訳ないですけどタブレットってすごいいいものだと思うんです。ですから、最終的にはタブレットで見れば、例えばこの議会もCATVにお金かけるより、そういう考え方もあります。タブレットで「今からテレビ見て」という案内等も含めましてやっていきたいと考えていますが、タブレットのネットが家で繋がってれば、何ページでも写真何枚でも見れますけど、何もない家庭だと見える範囲が少ないので、1ヶ月で終わるということもあって、何とかしたいと考えていますが、大きな予算がかかるので、その辺も含めましてタブレットやホームページを使った、村からの情報発信を考えてはいます。

守屋保志 1ギガですから当然通信速度が遅いし、アップするにはお金がかかりますけども、若者とかスマホ持っている方、スマホにそのアプリをダウンロードすると、もうスマホで十分ギガがありますからそのようなことも閲覧し、ホームページ等を閲覧し情報を受け取ることが出来ますので、ぜひそのようなことからやっていただき、またお金がかかる、予算をかけなきゃいけない、そのギガをすぐ上げなきゃいけないことは、その次の段階のステップとして徐々にホームページへ移行してもらって、家にいながら、働いている世代は掲示板とか、紙ベースのもの、なかなか見る時間等を取れないと思うので、スマホとかタブレットでいつでも見られるような、それにはホームページに記載することが一番効率がいいと私

は思いますので、是非とも、村長の3月の予算にもCIOとか、色々なITの戦略について予算計上されていますので、スピーディーに解決していただけるようお願いいたします。

次に先日老人会の会員の方とタブレット端末について情報交換をしました。使い方が次第で情報に取り残されず、生活ができると非常に大変喜んでいただき、タブレット端末の使い方についても説明会の開催を希望されており、この度のドコモ情報格差解消の取り組みと全く合致することが明らかになりました。ホームページの利用についてタブレットでホームページを利用できるというところにご理解がなかったことから、以前は時折掲示板を見られていたそうです。今後はくどいようですけれどもタブレット端末を使った情報共有を強く望んでおられましたので、掲示板に貼り出す情報についても、ホームページへ移行し、家にながらにして、情報共有ができるよう、タブレット端末を使った情報発信のあり方について、改めて対応を望みますけれども、村長の見解をお願いします。

村長 当然それが理想です。また皆さんがタブレットを使っていたら、いわゆる配りものもなくなります。紙ベースのものが全てそこで見れるとなると、慣れれば紙もそれで見れるので、そこは進めていきたいです。ただ、使えない方たちもいるので、その辺も踏まえて前向きには検討していきます。

守屋保志 いろいろIT技術が発達していますから、その辺も職員の方が勉強な

さってまたより良い対応ができるように。またいつべんに解決するのは無理です。今言ったようなスマホをお持ちの方、タブレット、通常のiPadをお持ちの方が、情報共有ができるようなこ

丹波山村郵便局・ゆうちょ銀行での各種団体名義の口座開設について

守屋保志 地域の金融機関の一翼を担う、クレイン農業協同組合の信用および共済事業撤退という未曾有の危機について、今後の村づくりにどのような影響を与えると考えているのか、村の見解を伺います。

村長 村の指定金融機関でもあるため、入金や書類などの事務手続きはこれまでに以上に時間を要することは間違いないです。またそれにより不便を被る村民の皆様へのサポート体制も小菅村から大月市へと範囲を広げていかなければいけないと考えております。

守屋保志 各種団体に対する補助金等の支払い窓口はクレイン農業協同組合が担っていると推察します。今後の各種団体への補助金支出等について村はどのような見解をお持ちなのかお尋ねします。

村長 支出は振り込みの事務手続きは変わらないことから基本的には何も変わりません。ただ、各種団体側で農協から違う銀行等への変更の手続きをされれば、振り込み先の変更などにはそれぞ

とから進めていただき、高齢者等、また使い方がわからない方には指導とか、勉強会とか開いてもらって、配布したタブレットが有効に使えるような施策をお願いしたいと思います。

れに対応していきます。

守屋保志 クレイン農協の団体名義口座に対するキャッシュカード発行のスケジュールについて説明願います。

村長 これについては後ほど総務課長から詳細を説明します。先ほど私どもが本店に要望へ出向いた結果、クレイン農協の方で要望に応えた旨の説明がありましたが、実際はそれ以前に総務課長が何度もクレイン農協側と交渉してそこまで話は進んでいたのも事実です。その点も踏まえ詳細にクレイン農協の担当者と協議しているので、総務課長が説明いたします。

総務課長 クレイン農業協同組合の団体名義口座に対するキャッシュカード発行のスケジュールについて、今、皆様のご家庭また各種団体のところに7月29日以降の猿橋支店の口座番号が、今使っている口座番号が変わっているか、変わるのか変わらないのかという話が届いていると思います。この葉書が届き次第、クレイン農協の方から、今後はその決まった口座番号で手続き、キャッシュカード

の手続きを取るといいう進めになってくるんですが、なかなかキャッシュカードを作るのにはいろいろな規約とか様々な書類を出さなければいけないことになっています。それについて何とか村としては簡素化していただきたいと、キャッシュカードが簡単に作れるようにしてほしいという要望を引き続きしていきます。小菅支店が最後の7月26日までは簡素化してキャッシュカードができるような通知等ができればと思っています。引き続き対応していきます。

守屋保志 丹波山村郵便局における団体名義での口座開設について、村の見解を伺います。

村長 相手も企業でありますので、村としてお願いできる範囲は限られてきていますので、その範囲の中で対応していくと考えております。

守屋保志 村ホームページの行政のお知らせを閲覧し、令和4年度決算審査結果の公表を参考にしたところ、基金の総額が16億円あることが確認できます。先ほどの答弁で、村長、村の指定金融機関であるとおっしゃったんで、ほとんどの取引先がクレイン農協ということが明らかなので、今後の村の運営面でその村にどのような支障があるのかお尋ねします。

村長 指定金融機関ということで取引が多いです。それに今、農協が丹波山村にあった時は毎日できたものを、小菅村では週2回、事務手続き的には取引の関係は、週2回は今の交渉で確保しているのですが、この距離が小菅村に持つていくものが猿橋まで持つていくことに関し

は、輸送費人件費等でかなり負担が出てくることは考えております。こちら側の事務はそこまで変わることはないと思いますが、その先へ行く分かなり大きな予算もかかります。

守屋保志 やはり猿橋支店まで行くことは、経費がかかると思っています。また公金公物の取り扱いに関して、会計ハンドブック等には、現金はその日のうちに金融機関に納めると記述されていますので、遠くなることで非常に厳しくなる。その日のうちに不可能なこともあり得るので、考慮しながら、どのように処理するのかも含めて検討して頂きたいと思っています。また7月の猿橋支店に移行するまでには、各村民に案内しながら、行うというような説明でしたけども、既にキャッシュカードの発行をお願いしている人もいると伺っておりますので、村民への周知が足りないんじゃないかと私は思いますから、せっかく私どもが陳情に行く前に、農協とそういう話し合いを水面下でしたと村長挨拶でもおっしゃっていましたので、もっと村民に周知できるようになら、今からでも周知していただいて、希望の方には村が説明し、手助けをするというようなことも周知の徹底をしていただきたいと思います。

総務課長 クレイン農協企画管理部の部長と話をしています、この葉書が皆様のところへ届いた段階で、クレイン農協の方から、今度はこういうものを用意してくださいという通知みたいなものが、役場の方に届くことになっています。それを見て、全戸配布するかどうかを確認

したいと思っています。これもやはり民間の金融機関のことなので、村が勝手にやることができないので、クレイン農協と相談しながら、なるべく早めに対応していきたいと思っています。

守屋保志 お金のことで村民の方神経質になられる方がいます。そのようなことの周知徹底ですかね。「こういつたことに切り替えられるんだよ」ということを安心してもらうためにも、情報の共有が必要だと思えますので、ぜひともご尽力をお願いします。

うち銀行における団体名義での口座開設にあたっては、提出書類およびその審査のハードルは非常に高く、困難な作業になりますので、規制緩和の働きかけが必要であると考えます。私が先日、

都内で行われた全国町村会議議長、副議長研修会の参加の折、山梨県町村会議議長会長の忍野村議長に、まず、山梨の町村議会から、関係省庁へ規制緩和の請願や、意見書を提出し、全国町村会に働きかけるようお願いをいたしました。会長のご理解を得られ、慎重に対処するとお約束をいただきましたので、早速丹波山村議会においても、所定の委員会等へ付託について手続きしていただけるよう嶋崎議長に申し出ますので、ご配慮のほどよろしく願います。そこで、村長には、山梨県町村会への働きかけと同時に、全国町村会の発信をお願いしたいと考えますがいかがですか。

村長 次回の町村会が集まるとき、事務局にもいろいろ話しました。その辺も踏まえて、なるべく早い対応、全国では多

分山梨県が持つていくという形になるんでその辺の話はできるだけ早めにしたいたいと思います。またもしそれができたら、見させていたただきたいと思っています。

守屋保志 山梨県の町村議長会、正副議長の集まり、会合とかでもいろいろ話をしまして、本当に皆さん困っています。忍野村も撤退したということで、「何とかせねば」と会長の意見をいただきました。それで南部町とか昭和町とか、あのような規模のところさえ、「それは住民にとって大切なことだ」と議長さんの方から言っていたきましたので、村長、町村会の会合等においては、そのようなことを発信していただいて、またそれが一歩前進に繋がるようなご努力を、ご尽力をお願いします。

最後に山梨2区選出の堀内詔子衆議院議員に対しても、問題の解消に向け働きかけを行っております。堀内詔子衆議院議員は早々に、山梨県および全国郵便局局長会の両会長から状況の説明を受けて、全国的な問題であるとの認識をされた後、当該案件について国会での審議を担う関係議員への相談や意見書等の制作についても、関係機関への面談が実施できるよう、スケジュールの調整をいただいているところです。このように、多方面への協力を仰ぎ、規制緩和、規制改革の実現に向け活動しておりますので、村としてもg7への協力要請や県、国への要望活動を実施するよう求めるとともに、特区制度への提案を視野に入れた対応をお願いし所見を伺って、質問を終わります。

村長 堀内詔子議員にそのような話がいつていれば、こちらの話は早いので、他にも森屋官房副長官や赤池議員とか、南北都留の町村に色々協力していただいて、またお会いする機会がありましたらそのような話をします。当然国や他の市町村、うちよの関係の顧問である方もg7の頃から付き合いをしております。そういう方にお願いをしています。

特区はかなりハードルが高いし、多分うちが特区をやる頃には南北都留で特区になっているかもしれないですがその辺も踏まえまして、色々な陳情、情報交換をして、できるだけ村民が少しでも楽になるように働きかけていきたいと考えているのは間違いありません。

村議会を傍聴してみませんか

次回の定例会は、6月10日の開会を予定しています。村議会は、どなたでも傍聴できますので、お気軽にお出かけください。

詳しくは、丹波山村議会事務局 電話 0428-88-0211